

社会福祉法人陽光会			
文書番号	QAE8.2.2-6	版数	第22版(2024.8.1)

規則第22号

## 社会福祉法人陽光会

### 指定介護老人福祉施設サンライフ問屋町

### ユニット型指定短期入所生活介護事業運営規程

#### 第1章 事業の目的及び運営の方針等

##### (目的)

第1条 社会福祉法人陽光会が運営する特別養護老人ホームサンライフ問屋町（以下、「施設」という。）が行うユニット型指定短期入所生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、施設でユニット型指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正なユニット型指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

##### (運営の方針)

第2条 従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

##### (利用定員)

第3条 利用定員は10名とする。

2 ユニット数及びユニットの利用定員は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 ユニット数 1ユニット
- 二 ユニットの利用定員 10名

#### 第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

##### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者は、指定介護老人福祉施設の従業者と兼務するものとし、職種、員数は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（併設介護老人福祉施設管理者と兼務）
- 二 従業者
  - 生活相談員 1名
  - 介護職員 54名（常勤43名、非常勤11名）
  - 看護職員 1名
  - 機能訓練指導員 1名
  - 管理栄養士 2名

2 職務内容は次のとおりとする。

一 管理者

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

二 従業者

生活相談員

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族等の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

介護職員

利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援、日常生活の援助を行う。

看護職員

常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な援助を行う。

機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

栄養士

利用者に提供する食事の管理、利用者の栄養指導に従事する。

第3章 サービス利用に当たっての留意事項

(内容及び手続きの説明及び同意等)

第5条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者(以下、「事業者」という。)は、ユニット型指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

2 事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んではならない。

3 事業者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第6条 事業者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、ユニット型指定短期入所生活介護を提供するように努めるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第7条 事業者は、要介護認定を受けていない利用申込者に対しては要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 事業者は、要介護認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第8条 事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(ユニット型指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第9条 事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、ユニット型指定短期入所生活介護を提供する。

- 2 事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、ユニット型指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第10条 事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供するものとする。

#### 第4章 ユニット型指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(ユニット型指定短期入所生活介護の取扱方針)

第11条 事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止にするよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 従業者は、ユニット型指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者が生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 事業者は、自らその提供するユニット型指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(ユニット型短期入所生活介護計画)

- 第12条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、ユニット型指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したユニット型短期入所生活介護計画を作成するものとする。
- 2 ユニット型短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
  - 3 管理者は、ユニット型短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るものとする。
  - 4 管理者は、ユニット型短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。

(介護)

- 第13条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。
- 一 1週間に2回以上、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）
  - 二 排泄の自立についての必要な支援
  - 三 おむつを使用せざるを得ない利用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
  - 四 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

(食事の提供)

- 第14条 事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。
- 2 事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

(機能訓練)

- 第15条 事業者は、利用者の心身状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

- 第16条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。
- 2 従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(相談及び援助)

- 第17条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第18条 事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用料等の受領)

第19条 事業者は、法定代理受領サービスに該当するユニット型指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 滞在に要する費用

三 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用

五 理美容代

六 その他ユニット型指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

3 前項第六号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。

4 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書により説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 事業者は、法定代理サービスに該当しないユニット型指定短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したユニット型指定短期入所生活介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第20条 前条第2項第四号に規定する通常の送迎の実施地域は、前橋市、高崎市、渋川市、吉岡町、榛東村のうち別紙2に記載する地域を除く地域とする。

## 第5章 非常災害対策

(非常災害対策)

第21条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

## 第6章 緊急時等における対応方法

(緊急時等における対応方法)

第22条 従事者は、ユニット型指定短期入所生活介護を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

## 第7章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第23条 事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第24条 事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、従業者の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(衛生管理等)

第25条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

(掲示)

第26条 事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の見やすい場に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密の保持等)

第27条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者に対する秘密の保持に関する措置については、別に定める。

- 2 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第28条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
  - 三 従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的開催するために研修計画を定める。
  - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、再発の確実な防止策を講じるとともに市町村へ報告する。

(苦情等への対応)

第29条 事業者は、提供したユニット型指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

(地域等との連携)

第30条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第31条 事業者は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(記録の整備)

第32条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 事業者は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
  - 一 ユニット型短期入所生活介護計画
  - 二 第10条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - 三 第11条第5項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - 四 第23条に規定する市町村への通知に係る記録
  - 五 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

六 第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った  
処置の記録

第8章 雑 則

(改正)

第33条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

附 則	この規程は、平成23年	5月30日	より施行する。
附 則	この規程は、平成24年	4月 1日	より施行する。
附 則	この規程は、平成24年	6月 7日	より施行する。
附 則	この規程は、平成25年	4月 1日	より施行する。
附 則	この規程は、平成25年	5月30日	より施行する。
附 則	この規程は、平成26年	4月 1日	より施行する。
附 則	この規程は、平成26年	5月27日	より施行する。
附 則	この規程は、平成27年	4月 1日	より施行する。
附 則	この規程は、平成27年	8月 1日	より施行する。
附 則	この規程は、平成28年	4月 1日	より施行する。
附 則	この規程は、平成28年	5月26日	より施行する。
附 則	この規程は、平成29年	4月 1日	より施行する。
附 則	この規程は、平成30年	4月 1日	より施行する。
附 則	この規程は、平成30年	8月 1日	より施行する。
附 則	この規程は、平成31年	4月 1日	より施行する。
附 則	この規程は、令和 元年	10月 1日	より施行する。
附 則	この規程は、令和 2年	4月 1日	より施行する。
附 則	この規程は、令和 3年	4月 1日	より施行する。
附 則	この規程は、令和 3年	8月 1日	より施行する。
附 則	この規程は、令和 4年	4月 1日	より施行する。
附 則	この規程は、令和 4年	10月 1日	より施行する。
附 則	この規程は、令和 5年	1月 6日	より施行する。
附 則	この規程は、令和 5年	4月 1日	より施行する。
附 則	この規程は、令和 6年	4月 1日	より施行する。
附 則	この規程は、令和 6年	8月 1日	より施行する。



別紙 1 (第 19 条関係)

1. 食費・滞在費

(1) 介護保険負担限度額認定者以外

料金の種類	日 額
食事の提供に要する費用 (1食単位)	朝食 490円・昼食 660円 夕食 730円・おやつ 110円 (日 額 1,990円)
滞在に要する費用	2,430円

(2) 介護保険負担限度額認定者

料金の種類	日 額
食事の提供に要する費用	補足給付基準額 1,445円
	第1段階認定者 300円
	第2段階認定者 600円
	第3段階認定者① 1,000円
	第3段階認定者② 1,300円
滞在に要する費用	第1段階認定者 880円
	第2段階認定者 880円
	第3段階認定者 1,370円

[補足事項]

食費は、食事の提供実績により、上記の単価額を徴収する。なお、前日の午後六時までに届け出のない欠食については提供されたものとみなし、当該食費を徴収する。

2. ユニット型短期入所生活介護費 (1割自己負担額)

(1) 併設型ユニット型短期入所生活介護費基本部分日額

区 分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
日 額	704円	772円	847円	918円	987円

(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費加算部分日額

加算名称	日 額	算定要件 (概要)
サービス提供体制強化加算 (I)	22円	介護職員総数のうち介護福祉士の割合が80%以上
介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数 ×0.14	① 介護職員等処遇改善加算 (IV) の1/2以上を月額賃金で配分 ② 職場環境の改善・見える化 ③ 賃金体系等の整備及び研修の実施 ④ 資格や経験年数等に応じた昇給の仕組みの整備 ⑤ 処遇改善後の賃金年額440万円以上が1名以上 ⑥ 経験技能のある職員を事業所内で一定割合以上配置

加算名称	日 額	算定要件（概要）
機能訓練体制加算	12円	機能訓練指導員（常勤専従）を配置し機能訓練を実施
看護体制加算（Ⅰ）	4円	正看護師（常勤）1名以上配置
看護体制加算（Ⅱ）	8円	①看護職員 25：1以上配置 ②看護職員 24時間連絡体制確保
看護体制加算（Ⅲ）	12円	（Ⅰ）の要件を満たし、要介護3以上の利用者が70%以上の場合 *（Ⅰ）と併算定不可
看護体制加算（Ⅳ）	23円	（Ⅱ）の要件を満たし、要介護3以上の利用者が70%以上の場合 *（Ⅱ）と併算定不可
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18円	基準配置数に加え1名（*0.9名）以上の夜勤職員配置 *見守り機器を入所者数の10%以上に設置し当該機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討を実施
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	20円	（Ⅱ）の要件を満たし、夜勤時間帯を通じて看護職員を配置又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置 *（Ⅱ）との併算定不可
送迎加算（片道分）	184円	利用者の希望により送迎を実施
療養食加算	8円/回	医師の食事箋に基づき療養食を提供
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3円	①認知症ケアに関する専門研修修了職員を基準以上配置 ②入居者総数のうち認知症者（日常生活自立度Ⅲ以上）の割合が50%以上
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4円	（Ⅰ）の要件を満たし認知症介護指導者研修修了者を配置
緊急短期入所受入加算	90円	居宅サービス計画に位置付けられていない緊急利用者を受け入れ
医療連携強化加算	58円	①重度者に対し急変予測・早期発見等のため看護職員が定期的な巡視を実施 ②主治医連絡不能時の対応に係る取決めを事前に行い重度な利用者を受け入れ *前提条件＝看護体制加算（Ⅱ）算定
看取り連携体制加算	64円	①看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定 ②看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定し且つ短期入所生活介護事業所の看護職員により又は病院等若しくは本体施設の看護職員との連携により24時間連絡体制を確保 ③看取り期における対応方針を定め利用開始時に利用者又は家族に説明し同意を得る
口腔連携強化加算	50円 （月1回）	①介護職員による口腔衛生状態及び口腔機能の評価を実施 ②利用者の同意のもと歯科医療機関及び介護支援専門員へ評価結果の情報を実施
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10円 （月1回）	①見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入 ②生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に実施 ③1年毎に業務改善の取組による効果を示すデータを行政へ提出

加算名称	日 額	算定要件（概要）
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200円/月	訪問・通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が施設を訪問して共同で個別機能訓練計画書を作成
在宅中重度者受入加算	413円	短期入所生活介護の利用中に訪問看護事業所のサービスを併用
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	医師が認知症行動・心理症状を認め緊急（一時的）な施設入所を実施 *算定限度＝入所日より7日以内
若年性認知症利用者受入加算	120円	若年性認知症利用者（65歳未満）を受入れ個別の担当者を定め当該利用者の特性やニーズに応じたサービスを実施 *認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定不可

（3）併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費基本部分日額

区 分	要支援1	要支援2
日 額	529円	656円

（4）併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費加算部分日額

加算名称	日 額	算定要件（概要）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円	介護職員総数のうち介護福祉士の割合が80%以上
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数 ×0.14	①介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）の1/2以上を月額賃金で配分 ②職場環境の改善・見える化 ③賃金体系等の整備及び研修の実施 ④資格や経験年数等に応じた昇給の仕組みの整備 ⑤処遇改善後の賃金年額440万円以上が1名以上 ⑥経験技能のある職員を事業所内で一定割合以上配置
機能訓練体制加算	12円	機能訓練指導員（常勤専従）を配置し機能訓練を実施
送迎加算（片道分）	184円	利用者の希望により送迎を実施
療養食加算	8円/回	医師の食事箋に基づき療養食を提供
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3円	①認知症ケアに関する専門研修修了職員を基準以上配置 ②入居者総数のうち認知症者（日常生活自立度Ⅲ以上）の割合が50%以上
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4円	（Ⅰ）の要件を満たし認知症介護指導者研修修了者を配置

加算名称	日 額	算定要件（概要）
口腔連携強化加算	50円 (月1回)	①介護職員による口腔衛生状態及び口腔機能の評価を実施 ②利用者の同意のもと歯科医療機関及び介護支援専門員へ評価結果の情報を実施
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位 (月1回)	①見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入 ②生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に実施 ③1年毎に業務改善の取組による効果を示すデータを行政へ提出
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200円/月	訪問・通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が施設を訪問して共同で個別機能訓練計画書を作成
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	医師が認知症行動・心理症状を認め緊急（一時的）な施設入所を実施 *算定限度＝入所日より7日以内
若年性認知症利用者受入加算	120円	若年性認知症利用者（65歳未満）を受入れ個別の担当者を定め当該利用者の特性やニーズに応じたサービスを実施 *認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算不可

※上記費用は自己負担割合が1割の場合であり、一定以上の所得のある方は自己負担割合が2～3割となります。

#### （5）地域区分

前橋市は介護保険上の地域区分が7級地に該当するため、介護保険給付による利用料は、上記の合計金額に1.7%を加算した額となります。  
(円未満切捨て)

### 3. その他の費用

料金の種類	金 額
通常を送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用 *事業所より10kmを超過した地点からの実走行距離に対し加算（1km未満四捨五入）	50円 / 1km
複写物の交付	10円 / 1枚（モノクロ） 50円 / 1枚（カラー）
特別な食事の費用	実 費
レクリエーション・クラブ活動費（材料費代）	実 費
理美容代	実 費
その他日常生活上必要となる諸費用	実 費

[補足事項]

上記サービスの利用は、入居者及びその家族の希望による任意選択による。

## 1. 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は、前橋市、高崎市、渋川市、吉岡町、榛東村のうち下記に記載する地域を除く地域とする。

### (1) 前橋市 (50音順)

新井町・荒口町・荒子町・飯土井町・泉沢町・市之関町・今井町  
筑井町・大胡町・大前田町・柏倉町・粕川町・金丸町・上大屋町  
上増田町・河原浜町・神沢の森・小坂子町・小島田町・駒形町  
下阿内町・下大屋町下川町・下佐鳥町・下増田町・滝窪町・鶴が谷町  
鶴光路町・徳丸町・富田町・苗ヶ島町・中内町・新堀町・西大室町  
西善町・二之宮町・鼻毛石町・馬場町・東大室町・東金丸町・東善町  
樋越町・房丸町・嶺町・宮地町・三夜沢町・茂木町・横沢町・力丸町

### (2) 高崎市 (50音順)

阿久津町・石原町・岩押町・岩鼻町・片岡町・金井淵町・上大島町  
上里見町・上佐野町・上滝町・上豊岡町・上中居町・上室田町  
北久保町・北双葉町・木部町・倉賀野町・倉渕町・栗崎町・剣崎町  
神戸町・佐野窪町・新後閑町・下大島町・下大類町・下斎田町  
下里見町・下佐野町・下滝町・下豊岡町・下中居町・下之城町  
下室田町・下和田町・十文字町・宿横手町・白岩町・城山町・新町  
台新田町・高関町・高浜町・竜見町・寺尾町・常盤町・中居町  
中里見町・中島町・中豊岡町・中室田町・根小屋町・乗附町・鼻高町  
榛名湖町・榛名山町・東中里町・聖石町・藤塚町・双葉町・本郷町  
町屋町・三ツ子沢町・宮沢町・宮原町・八千代町・矢中町・山名町  
八幡原町・八幡町・吉井町・若田町・和田多中町・綿貫町・和田町

### (3) 渋川市 (50音順)

赤城町・阿久津・伊香保町・石原・祖母島・小野子・金井・上白井  
川島・北牧・渋川・白井・中郷・中村・南牧・半田・吹屋・北橋町  
行幸田・村上・横堀

### (4) 榛東村

上野原